**●●●●●●業務委託契約書**

●●●●●●（以下「甲」という）と、●●●●●●（以下「乙」という）は、甲の●●●●●●に関する業務等の委嘱に関し、次の通り契約を締結する。

**第１条（目的）**

甲は乙に対し、●●●●●●●●●●に関する業務、その他これに付帯する業務（以下「本件業務」という）を委嘱し、乙はこれを受託する。

**第２条（契約期間）**

１．本契約の有効期間は、令和●年●●月●●日から令和●年●●月●●日までとする。

２．本契約の延長については、契約満了の1ヶ月前までに両者が協議のうえ、月額報酬・契約期間を取

り決めることができるものとし、別途書面にて契約締結することとする。

**第３条（報酬及び支払い）**

１．本契約に基づく月額報酬は金●●●●●●●円（消費税別）とする。

２．本件業務にかかる交通費等の経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲の依頼により遠隔地出張など多額の経費を必要とする場合には、別途協議のうえ取り決める。

３．甲は、本条に定める月額報酬を、乙の発行する請求書に基づき、翌月末までに乙の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。なお、甲は支払に際し別途源泉徴収税を控除するものとし、また、振込にかかる手数料は甲の負担とする。

**第４条（資料･情報等）**

１．乙は、甲から貸与された資料、機器等がある場合、本件業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。

２．貸与された資料、機器等が不要となった場合、本契約が解除された場合、または甲からの要請があった場合、乙は貸与された資料、機器等をすみやかに甲に返却するものとする。

**第５条（機密保持）**

１．甲および乙は、本契約に関連して知りえた他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

１）他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの

２）他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの

３）他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの

４）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をともなわずに知得したもの

２．前項は、本契約の終了後も効力を有する。

**第６条 (成果の権利および知的財産権の帰属)**

１．本件業務に基づき乙が甲のために作成した成果物（中間成果物も含む）および役務の提供の結果、発生した著作権及びその他の無体財産権は、本件業務事前に乙が既に保有するものを除き、すべて甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。

２．前項の規定に従って乙から甲に譲渡される権利は、著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物に関する原著作者の権利）に規定される権利も含むものとする。

３．乙は、成果物に対する著作者人格権の権利を行使しないことを合意する。

４．乙は、甲の書面による承諾を得るかもしくは別途、合意をしなければ、成果物の全部あるいは一部及びその複製物を保有し、利用することはできないものとする。

**第７条（権利の侵害）**

乙は、本件業務にあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、乙が甲のために作成した成果物（中間成果物も含む）および役務の提供の結果について第三者との間で紛争が生じた場合、乙は、自己の責任と負担において処理･解決するものとする。

**第８条（報告義務）**

１．乙は、甲の請求があるときは、口頭または書面にて、遅滞なく本件業務の実行状況を報告しなければならない。

２．本件業務の遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生を乙が知った場合、乙は、その事故の帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに甲に報告し、甲と今後の対応方針についての協議を行なうものとする。

**第９条（再委託）**

乙は、甲による事前の承諾がないかぎり、本件業務の全部または一部を第三者に再委託できない。尚、甲の事前の承諾を得て第三者に再委託する場合には、乙は当該第三者に対し、本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

**第10条（権利義務譲渡の禁止）**

乙は甲の事前の書面による承諾がないかぎり、本契約の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡しもしくは引受けさせまたは担保に供してはならない。

**第11条（合意管轄）**

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

**第12条（協議事項）**

本契約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

**第1３条（反社会勢力の排除）**

１．本条において「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

１）暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人

２）暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会引導標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、

特殊知能暴力集団又はこれに類する集団又は個人

３）暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為を行う集団又は個人

２．甲又は乙は、反社会的勢力が、本契約の相手方となることを拒絶する。

３．甲又は乙は、本契約が締結された後に、相手方が暴力団を始めとする反社会的勢力であると判明した場合又は相手方が不当な要求行為を行った場合には、何らの催告をしないで本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証すため、本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各１通を保有する。

令和●年●●月●●日

【甲】

〒●●●－●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●株式会社

* ●●●●●

【甲】

〒●●●－●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●株式会社

●●●●●●